

所得控除・税額控除について

札幌国際プラザの賛助会費が、所得税や住民税の控除対象となりました。必要書類を添えて確定申告等を行うことにより、税の優遇措置が受けられる場合があります。

制度の概要は下記のとおりですが、詳細につきましては、管轄の税務署やお住まいの市町村にご確認ください。よろしくお願いいたします。

■税の優遇措置の概要

■法人の皆様

一定の額を限度として、お支払いいただいた賛助会費を損金算入することができます。

■個人の皆様

○所得税

お支払いいただいた賛助会費について、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択して適用することができます。

多くの場合、「税額控除」を選択した方が有利となります。

○住民税

お支払いいただいた賛助会費を「税額控除」の対象とすることができます。

※ 所得税と住民税のそれぞれの税額控除額(最大額)については、別紙をご覧ください。

■税の優遇措置を受ける際に必要となる書類

確定申告等で税の優遇措置を受けられる際には、次の2つの書類が必要となります。

- ① 「領収書」または「領収書の代替書類^(注)」
- ② 「税額控除に係る証明書(写し)」(別紙)

(注) 「領収書の代替書類」は、領収書を紛失された方や、口座振込等のため領収書をお持ちでない方に対して、プラザが発行いたします。

確定申告で税の優遇措置をお受けになる予定があり、領収書をお持ちでない方につきましては、お手数でも下記担当までご連絡をお願いいたします。

(参考) 寄附金税額控除額一覧

※ 下表の税額控除額は、総所得金額等や税額控除額の上限を考慮していない「**最大控除額**」を記載しています。

そのため、ご本人の所得状況や課税状況によっては、**実際の税額控除額が下表の金額を下回る場合があります。**

詳細につきましては、管轄の税務署やお住まいの市町村にご確認ください
ますようお願いいたします。

(単位 円)

寄付金額 (賛助会費額)	税額控除額			自己 負担額	自己 負担率
	所得税	住民税	計		
3,000	400	100	500	2,500	83.3%
5,000	1,200	300	1,500	3,500	70.0%
10,000	3,200	800	4,000	6,000	60.0%
20,000	7,200	1,800	9,000	11,000	55.0%
30,000	11,200	2,800	14,000	16,000	53.3%
50,000	19,200	4,800	24,000	26,000	52.0%
100,000	39,200	9,800	49,000	51,000	51.0%
150,000	59,200	14,800	74,000	76,000	50.7%
200,000	79,200	19,800	99,000	101,000	50.5%
300,000	119,200	29,800	149,000	151,000	50.3%
500,000	199,200	49,800	249,000	251,000	50.2%
1,000,000	399,200	99,800	499,000	501,000	50.1%

■ 税額控除額の算式

1 所得税

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{(注2)}$$

注1 算出の基礎となる寄附金は、総所得金額等の40%が上限

注2 税額控除額は、所得税額の25%が上限

2 住民税

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2,000\text{円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

注1 算出の基礎となる寄附金は、総所得金額等の30%が上限

注2 10%の内訳は、下記のとおり

・都道府県が指定した寄附金 --- 4%

・市区町村が指定した寄附金 --- 6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)